

役員賞与会計基準早朝読書会（代表：結城秀彦）

「役員賞与に関する会計基準（案）」に関して下記の通りコメントいたします。

〔提言〕

目的１．において、「本会計基準は...」を目的とする。役員に対する金銭以外の支給や退職慰労金は取り扱わない。」とあるが、役員の職務執行の対価は発生した会計期間の費用として計上するという本会計基準の趣旨を貫徹するためには、役員の職務執行の対価と解される役員退職慰労金についても本会計基準の考え方と平仄を合った会計処理を行う必要がある。役員退職慰労金の現行の会計慣行では株主総会決議に基く計上も認められているが、この慣行は本基準の根底にある考え方と整合せず、また、この慣行の放置は役員の職務執行の対価を賞与として計上するか、退職慰労金として計上するかによって、期間損益の差異をもたらすといった不合理をもたらす虞が高い。

目的１．のように本会計基準の直接の対象でないとするならば、役員退職慰労金に係る会計基準等を速やかに開発し、関係者の利用に供することが喫緊の課題と考える。

〔背景〕

本会計基準の趣旨は役員の職務執行の対価は発生した会計期間の費用として計上する点にある。

役員に対する退職慰労金に対して明文を持って具体的に規定する会計基準はなく、株主総会決議がなされるまでは法律上は退職慰労金支払債務が発生しないこと、実務上の計上慣行が成熟していないこと等を以って、役員退職慰労金を株主総会決議まで計上しない処理も認められている。

役員退職慰労金引当金の新設が「会計方針の変更（一般に公正妥当な会計処理間の変更）」として取扱われている事実が、何よりも従前の役員退職慰労金を株主総会決議まで計上しない処理も一般に公正妥当な処理と認められていることを雄弁に物語っている。

現行の役員退職慰労金に係る会計実務慣行が継続された場合、役員退職慰労金が株主総会決議時に一括計上されることも容認され、役員の職務執行の対価（役員の在職中の職務執行が適切であった結果としての功労に報いるものとしての対価）と解される役員退職慰労金が、必ずしも発生した会計期間の費用として計上されないこととなる可能性が高い。このような状況を放置するならば、役員の職務執行の対価を役員賞与ではなく役員退職慰労金として支給することによって費用の計上時期を繰延べるといった会計基準の潜脱が十二分に予想される。

役員退職慰労金の会計処理については本会計基準の考え方と平仄を合わせた会計基準等を速やかに開発し、関係者の利用に供することが喫緊の課題と考える。

以上